

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

市町村名 (市町村コード)	牧之原市 (222267)
地域名 (地域内農業集落名)	坂部地区 (坂部第一～坂部第六)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、坂口谷川流域の平野部と牧之原台地の裾野部で、水田を活用した二毛作やイチゴ・トマトなどの施設園芸、台地部及び台地に至る傾斜地で茶や果樹が盛んに栽培されてきた。また、富士山静岡空港の建設に伴い、2か所の農地造成事業も実施されている。  
 農業者の高齢化や傾斜地農地の荒廃化などの課題もあり、特に茶業では、効率的な営農や茶工場の維持・管理など、地区内の茶工場の持続可能な経営の在り方を含めた検討が急務となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集積・集約を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。また、緩やかな傾斜地においては、レモンやみかんなどの柑橘の栽培など、茶の繁忙期を避けた作物転換が進められている。  
 水田については、冬場のレタス栽培が盛んなことから、大都市圏への販路拡大、出荷体制の整備が求められる。  
 イチゴ等の施設園芸については、農業以外からの新規就農希望者が複数あり、地域として研修後の受入体制が求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	161 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	160 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。  
 各種補助事業受益地については区域に設定している。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p><b>(1)農用地の集積、集約化の方針</b></p> <p>水田利用は、中心経営体の耕作地マップを作成し、可視化して経営体同士での耕作地についての話し合いを行い、可能な部分から、農地の集約・集積を推進する。地区内水田において暗渠排水整備を行っており、圃場条件の改善が進んでいるが、現行の農業経営に合わせた、農地の大区画化や集積、集団化を促進する必要がある。</p> <p>中心経営体への農地集約を図るとともに様々な露地野菜の通年栽培などにより、更なる農地の有効活用を推進する。</p> <p>地区内の共同製茶工場の再編・法人化を検討しており、茶工場における茶園の共同摘採、共同管理などの集約化を積極的に推進することにより、効果的かつ持続可能な生産体制の構築を図る。</p>
<p><b>(2)農地中間管理機構の活用方針</b></p> <p>経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。</p> <p>将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進める。</p>
<p><b>(3)基盤整備事業への取組方針</b></p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、茶工場主体による共同管理を基にした茶園基盤整備、水田、茶園の大区画化や既存の老朽化した用排水路等の更新など効率的な農業経営を行えるよう検討する。</p> <p>また、高収益作物導入型なども継続的に活用する。</p>
<p><b>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</b></p> <p>地域の農業者後継者が育つ環境を作るとともに、地域内外から意欲的な経営体を募り、農業後継者として育成していく。その際には、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。</p>
<p><b>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</b></p> <p>作業の効率化が期待できる業務委託については、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

**【選択した上記の取組方針】**

**①【鳥獣被害防止対策の取組方針】**

有害鳥獣対策については、地元猟友会と協力して駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵の設置などによる防除に努める。

**⑦【保全・管理等】**

優良な農環境を維持するため、中山間地域等直接支払交付金事業による傾斜地農地の保全や多面的機能支払交付金制度を活用した「坂部みどりネットワーク」を中心に農地の保全管理に取り組むとともに、認定農業者等の地域農業者の意識を高める。